

名 称	防災製品毒性審査規程			制定日 2009.10. 1
規程番号	G-①-05	旧文書番号	NB-7211	改定日 2021.11. 1

(目 的)

第1条 この規程は、「防災製品認定規程」(平成21年規程第1号。以下「認定規程」という。)に規定する防災製品の認定申請に際し、防災製品認定委員会(以下「委員会」という。)が行う「防災製品毒性審査基準」(平成21年10月1日制定 防災製品認定委員会)に基づく毒性審査及び毒性審査コードの付与に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(毒性審査コードの付与)

第2条 毒性審査コードの付与を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、防災製品を構成する高分子素材、防災薬剤等(以下「素材等」という。)ごとに、別記様式第1の防災製品毒性審査申請書に、当該防災製品の種類に応じ別表に掲げる毒性審査項目の資料及び試験成績書並びに認定規程第6条第1項第3号に規定する「防災薬剤成分表」(防災薬剤に限る。)を添えて、公益財団法人日本防災協会(以下「協会」という。)に提出するものとする。

- 2 協会は、前項により素材等の毒性審査申請があった場合、当該素材等について、委員会に毒性審査及び毒性審査コードの付与を依頼するものとする。
- 3 協会は、委員会から毒性審査に基づく毒性審査コードの付与決定通知を受けた場合、別記様式第2の防災製品毒性審査結果通知書により申請者に通知するものとする。

(毒性審査の手数料)

第3条 申請者は、別に定める「防災製品に係る認定業務及び防災製品ラベル交付等に関する手数料規程」により協会に手数料を納めなければならない。

- 2 前項により受領した手数料は、審査着手後は返還しないものとする。

附 則

この規程は、平成21年10月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成23年9月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成24年6月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成24年7月5日より施行する。

附 則

この規程は、平成27年2月1日より施行する。

附 則

この規程は、令和3年11月1日から施行する。

別表

毒性審査に必要な資料及び試験成績書

毒性審査コード分類		1群	2群	3群	4群	5群
対象防災製品の種類		衣服類 (詰物を除く)	寝具等側地、毛布類 ふとん類(詰物を除く) 衣服類(詰物に限る) 布張家具等側地 活動服、作業服	防災頭巾等側地	襖紙・障子紙等	1群から4群までの 防災製品以外の 防災製品
一般毒性	一次ふるい分け審査					
	経口半数致死量 (LD ₅₀ 値)	○	○	○	○	
	変異原性 (Ames 試験)	○	○			
	二次ふるい分け審査					
	変異原性 (小核試験)	□	□			
	亜急性毒性	△	△			
	長期毒性	△	△			
	発がん性	△	△			
接触皮膚障害	アレルギー性接触皮膚障害	○				
	刺激性接触皮膚障害					
	閉鎖式貼付試験 河合式貼付試験 細胞毒性試験		} ○	} ○		
防災薬剤	成分及び純度	○	○	○	○	○
	その他の成分と含有率	○	○	○	○	○
防災薬剤以外の 処理剤	成分及び商品名	○				

○印：毒性審査に必要な資料及び試験成績書

□印：一次ふるい分け審査の結果により委員会が必要とする場合

△印：二次ふるい分け審査の結果により委員会が必要とする場合